



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

## はがきで訴訟最終告知？！

～保護シールを貼ったはがき～

### 【事例】

裏面に個人情報保護シールを貼ったはがきが届き、シールをはがすと「総合消費料金に関する訴訟最終告知、期日までに連絡なき場合は訴訟に移行する」と書かれていた。

最終期日ははがきが届いた日だったので急いで電話で問い合わせると、弁護士を紹介された。その弁護士から「警察と調査する。着手金として、コンビニで5万円のギフト券を2枚購入し、裏面の番号を伝えて」と言われた。番号を伝えた直後、今度は「貴方名義の250万円の滞納があることが調査で分かった。急いで同額を納めなければ訴訟される。宅配便でお菓子と書いて日時指定で送って」と言われ、急いで送った。

相談は  
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）  
たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999  
※相談無料で秘密は厳守!!

### 【ひとことアドバイス】

- ◆はがきによる架空請求の相談が多発しています。個人情報保護シールを使い、重要な内容だと思わせる手口です。
- ◆はがきの文面には「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、電話をかけさせ、高額な要求をするものです。
- ◆コンビニやATMへ誘導したり、宅配で現金を送るように指示するのは詐欺です。
- ◆身に覚えがない請求は絶対に連絡しないでください。